平成２５年（フ）第５９９号
広島市安佐北区可部７丁目12番26―201号
Ｂ
債務者　下垣内淳美
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第６２１号
広島市中区舟入中町８番19―401号
債務者　藤田　美喜
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１８５号
愛媛県大洲市徳森1335番地
債務者　鈴村二美子
1　決定年月日時　平成25年８月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１８６号
愛媛県大洲市徳森1335番地
債務者　鈴村千恵子
1　決定年月日時　平成25年８月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４０号
愛媛県今治市東村２丁目６番３号
債務者　小田　和志
1　決定年月日時　平成25年８月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２５年（フ）第２１０号
北海道北斗市中央１丁目３番９号
債務者　大島　寛一
1　決定年月日時　平成25年８月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月20日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第２２７号
函館市八幡町７番７号吉田アパート２階右
債務者　山内　恵子（旧姓辻）
1　決定年月日時　平成25年８月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月20日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第２３３号
函館市鍛治１丁目48番28号
債務者　二瓶ヒナ子
1　決定年月日時　平成25年８月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月20日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第２３６号
函館市田家町７番９―302号
債務者　長谷部ヨリ子
1　決定年月日時　平成25年８月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月20日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第７１７号
さいたま市桜区道場１丁目７番21号
債務者　折戸　幸子
1　決定年月日時　平成25年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第７１８号
埼玉県新座市東北２丁目14番22号　第２グリーンコーポ305号室、旧住所埼玉県新座市野火止６丁目８番13号　ＦＩＳ新座
債務者　原田　芳典
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第７８２号
埼玉県川口市並木１丁目26番17号　ＮＴ西川口コーポＡ102号
債務者　坂口　昌浩
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第７９４号
埼玉県久喜市久喜北２丁目14番11号
債務者　山崎美枝子
1　決定年月日時　平成25年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第８０５号
埼玉県上尾市錦町28番地１　アークガーデン上尾Ａ―101
債務者　渡辺　勝之
1　決定年月日時　平成25年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第８０６号
埼玉県川口市上青木西３丁目５番32号　高橋ハイツ102号
債務者　福田　奈央
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第８１１号
さいたま市見沼区東大宮５丁目35番地９　オーゼットローヤル東大宮111、旧住所さいたま市見沼区東大宮５丁目58番地７
債務者　金澤　　直
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第８２５号
さいたま市中央区上峰１丁目15番12―502号
債務者　原田　淳一
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第３４号
島根県出雲市西林木町221番地
債務者　山崎　　猛
1　決定年月日時　平成25年８月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
松江地方裁判所出雲支部